

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和6年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在(速報値)の死亡者数は10人と前年同期の3人と比べ7人増加しており、死傷者数は453人と前年同期に比べ50人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は令和5年1年間に発生した6人を上回っているほか、過去5年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落・転落」「崩壊・倒壊」が各2人、「飛来・落下」「激突され」「はさまれ、巻き込まれ」「おぼれ」「感電」「その他」が各1人となっています。

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

## 1 取組期間

令和6年10月1日から令和6年12月31日まで

## 2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署(支署)

## 3 協賛者(順不同)

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

## 4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

## 5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 建設工事パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。  
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

## 6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

- (1) 全般的事項
  - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
  - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
  - ウ 全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
  - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
- (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
  - ア 墜落・転落災害防止対策
    - (ア) リスクアセスメントの実施
    - (イ) 開口部の養生、危険箇所の表示
    - (ウ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
    - (エ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

- (オ) 作業主任者の選任、職務の励行
- (カ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- (キ) 要求性能墜落制止用器具の使用

#### イ 重機等災害防止対策

- (ア) 車両系建設機械
  - a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
  - b 立入禁止区域の明確化
  - c 誘導者の配置による転落・接触防止
  - d 主たる用途以外の使用制限
- (イ) 移動式クレーン
  - a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
  - b 過負荷の制限
  - c アウトリガーの最大張出
  - d 適正な玉掛用具の使用
  - e 安全装置の有効使用

#### ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

- (ア) 土砂崩壊
  - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - b 作業開始前の地山の点検
  - c 作業主任者の直接指揮
  - d 作業手順に基づく安全作業
  - e 現場責任者による巡視・点検の励行

#### (イ) 構築物・仮設物の倒壊

- a 作業計画の作成
- b 作業手順の確立
- c 避難場所の確保
- d 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

#### エ 交通労働災害防止対策

- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - b 交通誘導者の配置
  - c バリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止
- (キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

#### オ 急性中毒等予防対策

- (ア) 一酸化炭素
  - a 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止  
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視(作業開始前、作業中等)の実施
  - b リスクアセスメントの実施
- (イ) 有機溶剤
  - a 換気装置の使用
  - b 送気マスク、防毒マスクの使用
  - c 作業主任者の選任と職務の励行
  - d SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施
- (ウ) 酸欠・硫化水素
  - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気の実施
  - c 作業主任者の選任、職務の励行
  - d 安全衛生教育の実施
  - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

#### カ 火災防止対策

- (ア) 火気の手扱い管理の徹底
- (イ) 可燃性の物等の近傍での火気の使用禁止